

令和 5 年 5 月 9 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12677

研究課題名（和文）契約不適合責任と契約類型

研究課題名（英文）Liability for non-conformity and contract types

研究代表者

田中 洋（Tanaka, Hiroshi）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：10456767

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、売買における契約不適合責任を中心としながら、ドイツ法等との比較法的研究も踏まえて、契約不適合の判断基準・判断基準時、契約不適合に対する救済手段としての追完請求権や追完に代わる損害賠償請求権の要件やその規律内容を検討し、改正民法における契約不適合責任の規律の解釈指針を提示した。また、請負や贈与における契約不適合責任の規律についても、売買における契約不適合責任の規律と比較しながら、その特徴を析出し、契約類型に応じた契約不適合責任の規律内容の共通点と相違点を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民法は、売買契約について契約不適合責任の規定を設けたうえで、これを他の有償契約に準用することにして、他の契約類型については、個別に契約不適合責任の規定を設けていないため、売買以外の契約類型における契約不適合責任の規律内容の詳細は、不明確なままとなっている。そうした中で、本研究は、売買における契約不適合責任の内容を分析するとともに、売買以外の契約類型における契約不適合責任についても、それぞれの契約類型の特性を踏まえて、どのような規律が妥当するかを検討することにより、今後の解釈・運用にあたっての指針を提供するという意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This study, while focusing on the liability for non-conformity in sales, examined (1) the criteria and relevant time for non-conformity, and (2) the requirements and contents of the rules of the right to demand cure and the right to claim for damages in lieu of cure as a remedy for non-conformity, and presented interpretive guidelines for the rules of liability for non-conformity in the revised Civil Code. In addition, this study also analyzed the characteristics of the rules of liability for non-conformity in the case of contracts for work and gifts, comparing them with the rules of liability for nonconformity in the case of sale, and clarified the similarities and differences in the content of the rules of liability for nonconformity according to the type of contract.

研究分野：民法

キーワード：契約不適合責任 追完請求権 追完に代わる損害賠償 契約類型

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国においては、債権関係に関する民法の規定を大幅に改正する「民法の一部を改正する法律」が、2017年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。この改正により、改正前法が規定していた「瑕疵担保責任」は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合の責任(契約不適合責任)として再編され、その規律内容が従来から大きく変更されることとなった。改正民法は、目的物の契約不適合に対する責任を契約責任(債務不履行責任)の1つとして位置づけ、その内容を基本的に一般の債務不履行責任の規律に従わせるという方向性を明らかにしている。それによれば、買主に引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合、買主には、その救済として、それぞれ一定の要件のもとで、追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、契約解除権が認められるものとされている。

(2) 改正民法は、そうした契約不適合責任を、さしあたり「売買」の節に規定したうえで、これを民法559条の規定(「この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。」)を通じて、他の有償契約に準用することとしている。すなわち、改正民法は、売買契約について契約不適合責任の規定を設けたうえで、これを他の有償契約に準用することにして、他の契約類型については、個別に契約不適合責任の規定を設けることをしなかった。実際、改正前民法において、請負契約など他の契約類型について個別的に定められていた「瑕疵担保責任」の規定は、改正民法においては悉く削除されている。

(3) ところが、民法559条は、「その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない」と定めており、有償契約の性質によっては、売買の規定の準用が否定されることを示している。そうすると、各種の有償契約ごとに、その性質に照らして、売買における契約不適合責任の規定が準用されるかどうかを考える必要がある。また、一定の有償契約について、さしあたり「準用」が認められるとしても、そこで適用される規律の内容が売買におけるものと全く同じと考えるよいかは別途考える必要がある。「準用」というのは、問題の規律をそのまま適用することを意味するのではなく、準用される契約の性質に応じた修正の可能性を含意するものだからである。

(4) さらに、民法559条は、他の「有償契約」への準用を定めているところ、贈与などの無償契約については、少なくとも、この規定によって契約不適合責任の規律を及ぼすことはできない。もっとも、別の根拠から無償契約にも契約不適合責任の規律が及ぶとする可能性を直ちに否定することはできない。すなわち、無償契約については、契約不適合責任の規律が及ぶのかどうかは明らかではなく、そのため、贈与などの無償契約についても、契約不適合責任の規律が妥当するのかどうか、仮に妥当するとして、どのような内容のものとして妥当するのかを考える必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以上のような背景を踏まえて、売買について定められた契約不適合責任の規律が、売買以外の他の契約類型についても妥当するのか、仮に妥当するのだとすれば、どのような契約類型に、かつ、どのような内容をもったものとして妥当するのかを明らかにすることにある。本研究は、売買以外の契約類型をも視野に入れ、契約類型の相違と契約不適合責任の規律との関係を明らかにすることで、改正民法の各種の契約類型における契約不適合責任の規律について、今後の解釈・適用の指針を提示することを最終的な目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、まず、契約類型の相違と契約不適合責任の規律との関係を明らかにするために、その起点となる作業として、売買における契約不適合責任の規律内容を精緻に分析することとした。これは、様々な契約類型の中で、売買がもっとも基本的で重要な契約類型であることのほか、民法において契約不適合責任に関する明示的な規定が設けられていることから、関連する資料・文献により、規律の詳細やその趣旨を比較的容易に明らかにすることができ、他の契約類型における規律の分析のための基礎とすることができるとの考慮に基づく。

そのうえで、検討対象とする契約類型としては売買・請負・贈与を取り上げ、それぞれの契約類型の特性に応じて契約不適合責任の内容がどのように変容するのかを分析することとした。検討対象として売買・請負・贈与を取り上げたのは、これらの契約類型が、契約不適合責任の規律が主たる対象として想定している物の給付に関わる契約類型であって、これらの間に契約類型としての類似点と相違点が認められると考えられたことによる。また、その分析・検討にあたっては、比較法的な考察の手がかりを得るために、わが国の改正民法と類似する体系をもち、民法改正作業の際に参考にされた他の法秩序——ドイツ法・CISG(国際物品売買に関する国際連合

条約)などの法秩序や**DCFR**(ヨーロッパ私法に関する共通参照枠草案)などのモデル準則——における契約不適合責任の規律(又はそれに相当する制度)を参照することとした。

4. 研究成果

(1) 第1に、売買における契約不適合責任の規律について分析・検討を進めた結果、これについては、次のような成果が得られた。

まず、契約不適合責任の中心的要件である契約不適合の判断構造について、シンポジウム(契約解釈の理論と実践)で研究報告を行った(「売買における目的物の契約不適合と契約の解釈」〔2023年〕)。そこでは、改正前民法の瑕疵担保責任における「瑕疵」に関する判例法理と改正民法の立法資料等を手がかりとして、改正前民法における「瑕疵」の判断基準が一定の契約類型と結びついた典型的基準とそこから離れる個別的基準によって重層的に把握されるものであること、そのような「瑕疵」の判断基準・判断構造が、改正民法における「契約不適合」にも概ね承継されたと考えられることを明らかにした。

また、契約不適合責任の内容に関しては、契約不適合に対する各種の救済手段について分析・検討を行った。とりわけ、改正民法で検討の必要性が高まっている追完請求権と追完に代わる損害賠償請求権の規律については、これらの規律内容の詳細を明らかにするとともに、そうした規律の基礎にある考え方を析出する作業を行った。その主たる成果として、次のものがある。

まず、追完請求権については、ドイツ法との比較法的分析を行うことで、追完請求権がどのような考え方に基ついて認められるのか、その規律内容はどのような要因によって確定されるべきであるのかという点に着目した検討を行い、その成果を書籍(単著)により公表した(『売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定』〔2019年〕)。そこでは、買主の追完請求権が、工業製品売買を売買契約の典型として想定した売買の類型的規律として基礎づけられるものであること、その性質は本来的履行請求権との同質性と異質性を併有するものであること、その規律内容を確定するにあたって考慮に入れるべき要因がどのようなものかなどを明らかにした。

次に、追完に代わる損害賠償については、これが民法415条2項の「履行に代わる損害賠償」に当たり、その請求をするために、同項各号に定められた付加的要件を満たすことを要するかどうか、同項の「履行に代わる損害賠償」に当たらないとしても、解釈により、その他の付加的要件を満たすことを要するかどうかの問題となるところ、本研究では、「追完に代わる損害賠償」の概念自体の内容やその要件に関する問題の所在や議論状況を整理・分析し、その成果を論文で公表した(「履行・追完に代わる損害賠償」〔2018年〕・「改正民法における『追完に代わる損害賠償』(1)~(5・完)」〔2020年〕)。そこでは、追完に代わる損害賠償の要件のあり方(とりわけ、代金減額請求権の規律〔民法563条1項・2項〕の類推可能性)、買主自身が履行の追完を行った場合の規律について、改正民法における解釈の可能性やその指針を提示した。この成果は、「追完に代わる損害賠償」に関する学界での議論の活性化に寄与した。

このほか、改正民法における売買における契約不適合責任については、その全体像についてドイツ法や**CISG**との比較法的な分析を行った。その成果については、ドイツで開催されたシンポジウム(「**Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive**」)において報告を行うとともに、その後、その内容を書籍(共著)により公表した(『**Das reformierte japanische Schuldrecht**』〔2021年〕)。

(2) 第2に、請負・贈与における契約不適合責任の規律やそれと売買における契約不適合責任との関係についても分析・検討を進めた結果、次のような成果が得られた。

まず、請負における契約不適合責任については、追完に代わる損害賠償の要件と内容について、売買と請負における利益状況の異同を考慮に入れた検討を行った。その結果、追完に代わる損害賠償の要件については、請負の類型的特徴から、売買に比して、追完に代わる損害賠償の要件が緩和される可能性があることを明らかにした(「改正民法における『追完に代わる損害賠償』(4)」〔2020年〕)。また、請負における修補に代わる損害賠償の内容については、改正前民法のもとでの判例(修補に過大な費用を要する場合に修補に代わる損害賠償としての修補費用の賠償請求を認めなかったもの)を素材として、同様の問題について改正民法のもとで妥当すべき規律はどのようなものか、また、その規律が売買についても同様に妥当するかという点を検討した(「請負における修補に代わる損害賠償の内容と限界」〔2020年〕)。

また、贈与における契約不適合責任については、無償契約である贈与契約の特徴を踏まえて、贈与者の負う契約不適合責任の内容がどのようなものかを、問題となる救済手段ごとに検討するとともに、負担付贈与における贈与者の契約不適合責任の内容がどのようなものかについても検討を行い、その成果を論文により公表した。そこでは、契約不適合に対する各種の救済手段の規律において、贈与の無償性がどのように考慮に入れられる可能性があるか(それによって、売買における契約不適合責任とどのような相違が生じうるか)を示し、負担付贈与における贈与者の責任について定める民法551条2項の意義と射程を明らかにした(「贈与者の契約不適合責任の課題と展望」〔2022年〕)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1173号
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-9頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1175号
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-37頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1176号
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(3)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 28-35頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1177号
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(4)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 29-37頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 1178号
2. 論文標題 改正民法における「追完に代わる損害賠償」(5・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 38-43頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 92巻1号
2. 論文標題 請負における修補に代わる損害賠償の内容と限界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 122-126
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 -
2. 論文標題 履行請求権・追完請求権とその限界	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男ほか編『詳解 改正民法』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 121-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 -
2. 論文標題 履行・追完に代わる損害賠償	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男ほか編『詳解 改正民法』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 130-139
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 91巻1号
2. 論文標題 種類債権の特定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 129-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中洋	4. 巻 -
2. 論文標題 贈与者の契約不適合責任の課題と展望	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 磯村保ほか編『法律行為法・契約法の課題と展望』(成文堂)	6. 最初と最後の頁 409-431
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計8件(うち招待講演 4件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Hiroshi Tanaka
2. 発表標題 Reform des Kaufrechts
3. 学会等名 Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田中洋
2. 発表標題 請負における修補に代わる損害賠償の内容と限界
3. 学会等名 債権法判例の行方研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田中洋
2. 発表標題 種類債権の特定
3. 学会等名 債権法判例の行方研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 田中洋
2. 発表標題 売買における目的物の契約不適合と契約の解釈
3. 学会等名 シンポジウム「契約解釈の理論と実践」(招待講演)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 秋山靖浩、伊藤栄寿、宮下修一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 債権法改正と判例の行方	

1. 著者名 Keizo Yamamoto, Gabriele Koziol	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 384
3. 書名 Das reformierte japanische Schuldrecht	

1. 著者名 田中 洋	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 352
3. 書名 売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------